

政府（愛知県）発出の緊急事態宣言を踏まえた健保業務について

平素は健康保険組合の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、この度の政府（愛知県）発出の緊急事態宣言を踏まえ、豊田通商の新型肺炎対策E本部の方針に則り、豊田通商健康保険組合においては、以下のとおり対応することといたします。

通常勤務ができず、保険証などの証発行や付加金などの給付が遅れることなどでご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

1. 対応方針

厚労省基本方針「医療機関への適時・適切な受診および生活基盤を確立するための労務不能時の所得補償が重要」に準じた業務を、必要最小限の人数で対応する。

2. 対応期間

2020年4月14日（火）～5月6日（水）～31日（日）

※緊急事態宣言の延長、再宣言などに準じます。

3. 健保職員の体制

原則、職員は在宅勤務となります。

ただし、必要最低限の業務を行うため、最小限の職員が交替で出勤します。

4. 業務の対応内容

業務区分		対応内容
適用	保険証発行	発行は遅れますが、対応いたします。 ただし、急ぎの場合は『資格証明書』で対応致しますので、ご連絡ください。 ※保険証の発送先は事業所担当者とし、個人宅への発送は致しません。
	扶養者認定	遅れますが、対応いたします。
	保険料徴収	緊急事態宣言期間終了後、対応いたします。
	その他	緊急事態宣言期間終了後、対応いたします。
給付	傷病手当金	遅れますが、対応いたします。
	高額療養費	緊急事態宣言期間終了後、対応いたします。
	限度額認定	遅れますが、対応いたします。
	その他	緊急事態宣言期間終了後、対応いたします。
保健事業	特定保健指導	緊急事態宣言期間終了後、対応いたします。
	補助事業その他	

5. その他

1) 健保事務所の電話は不通となります。

2) ご連絡は各担当者へメールでお願いします。

担当のメールアドレスをご存知ない場合は、以下までご連絡ください。

n-kenpo@pp.toyota-tsusho.com

3) 郵便物は当面の間は毎日受取可能ですが、処理は遅れます。

以上